別記様式第３号（日本産業規格Ａ４）（第４条第１項関係）
（略）
別記様式第４号（日本産業規格Ａ４）（第５条関係）
（略）
別記様式第５号（日本産業規格Ａ４）（第６条第１項関係）
（略）
別記様式第６号（日本産業規格Ａ４）（第８条関係）
（略）
別記様式第７号（日本産業規格Ａ４）（第９条関係）
（略）
別記様式第８号（第13条関係）
（略）
備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とする。

**附　則**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第二号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務実績等報告書）<br>**第五条**　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。 | （業務実績等報告書）<br>**第五条**　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 | 当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　当該業務に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。）<br>ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報 | 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目 | 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 |